

「団体旅行支援」のお知らせ

2011年9月14日
沖縄県・OCVB

沖縄旅行を実施する団体を対象に、
旅行費用の一部を助成します。

■利用条件

- ・新規に沖縄旅行を実施すること(9/14以降の決定)
- ・国内外から沖縄県への旅行であること
- ・旅行開始日がH23.9.28～H24.2.29であること
- ・旅行参加人数が25人以上であること
- ・参加者全員が沖縄県内で1泊以上宿泊すること
- ・受注型企画旅行であること
- ・当方が指定する書類をご提出頂くこと

■注意事項1

申請は旅行開始日の14日前まで(土日祝祭日・年末年始の申請は、翌営業日の申請扱いとなります)とし、申請内容などに不備があり14日前を過ぎた場合の申請は受理できません

■注意事項2(以下の旅行は支援対象外とします)

- ▽主催者が国・地方公共団体の旅行
- ▽旅行内容が政治的・宗教的活動に関係するもの
- ▽教育旅行
- ▽募集型企画旅行

■問い合わせ

(財)沖縄観光コンベンションビューロー コンベンション振興チーム
電話:098-859-6130 E-mail:mice@ocvb.or.jp

団体旅行支援事業 手続きの流れ

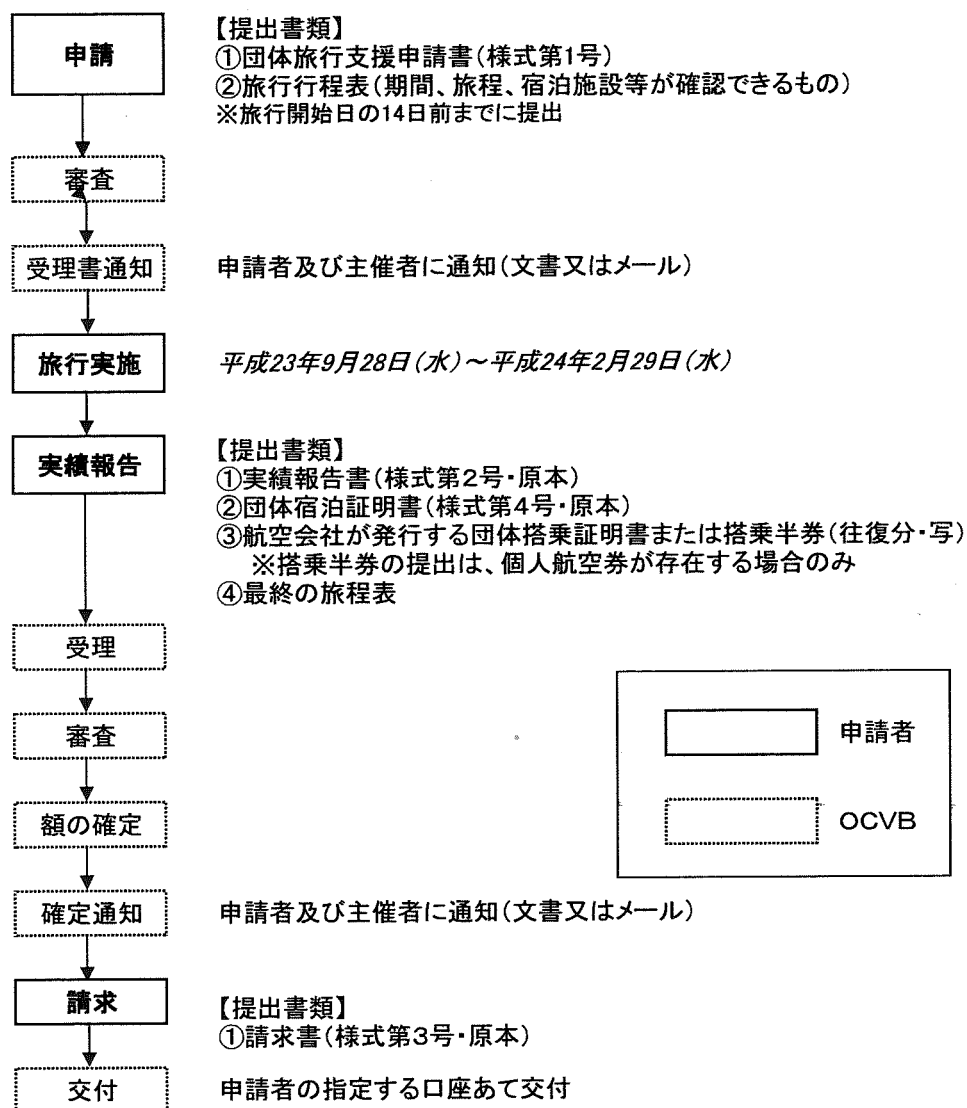
【申請期間】

申請期間: 2011年9月14日(水)～2012年2月15日(水)

※旅行開始日の14日前まで(土日祝祭日・年末年始を除く)

【対象となる旅行期間】

旅行開始期間: 2011年9月28日(水)～2012年2月29日(水)



沖縄観光振興強化事業 団体旅行支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄観光振興強化事業の団体旅行支援事業を活用して、本県への団体旅行経費の一部を支援することにより、本県への新規の MICE および団体旅行の誘致促進を目的とする。

(支援対象)

第2条 支援対象は、次の旅行要件をすべて満たすインセンティブ旅行、または団体旅行とする。但し、(財)沖縄観光コンベンションビューロー会長（以下「会長」という）が特に必要と認める場合はこの限りではない。

- (1) 県外および海外から沖縄県への旅行であること
- (2) 旅行実施の決定が2011年9月14日以降で且つ旅行開始日が2011年9月28日から2012年2月29日の間であること

- (3) 旅行参加者数が25名以上であること
- (4) 旅行参加者全員が県内の宿泊施設にて1泊以上宿泊すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支援の対象外とする。

- (1) 主催者が国・地方公共団体であるもの
- (2) 旅行内容が政治的および宗教的活動に関係しているもの
- (3) 教育旅行
- (4) 募集型企画旅行
- (5) (財)沖縄観光コンベンションビューローが実施している「コンベンション歓迎支援」または「インセンティブ歓迎支援」事業において支援が決定しているもの
- (6) その他、不適切と判断されるもの

(支援内容)

第3条 旅行に伴う経費のうち次に掲げる事項について支援を行うものとする。

- (1) 宿泊にかかる費用

(支援額)

第4条 支援は予算の範囲内で行うものとし、支援額の算定方法は別記のとおりとする。

- 2 前条に規定する支援内容に係る経費が前項で算定される額を上回る場合、前項で算定される額を支援可能額とする。
- 3 前条に規定する支援内容に係る経費が前項で算定される額を下回る場合、前条に規定する支援内容に係る経費を支援可能額とする。
- 4 支援額は、第7条及び第8条に定める手続きにより確定する。

(申請およびその期日)

第5条 支援を受けようとする者は、団体旅行支援申請書（様式第1号）（以下「申請書」という）に必要書類を添えて申請期間内に、会長に提出しなければならない。

2 申請は旅行開始日14日前までとし、申請内容等に不備があり14日前を過ぎた場合の申請は認められない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは支援を決定するものとする。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第7条 助成金の交付決定を受けた者（以下「申請者」という）は、団体旅行の全行程を終了したときは、終了日から起算して14日以内に必要書類を添えて実績報告書（様式第2号）および請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(支援金額の確定および支払い)

第8条 会長は、前条に規定する実績報告書および必要書類を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援の額を確定し、確定日から起算して30日以内にその額を支払うものとする。

(決定内容の変更・取消)

第9条 会長は、申請内容の虚偽が判明、或いは申請者が他の用途に使用する等その条件に違反、または申請内容に変更があり、条件に適合しなくなった場合、支援の変更及び取消を行なうことが出来る。

(支援金の返還)

第10条 会長は、支援金の交付を取り消した場合において、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告の義務)

第11条 申請者は、申請事項その他に重要な変更があった場合、その内容について速やかに会長に報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

別記

支援可能額の算定方法

$$\text{支援可能額} = A \times B \leq 600,000 \text{円}$$

- ※ A：旅行期間中の延べ宿泊数（人・泊）
B：支援単価（1,000 円）
- ※ 支援可能宿泊数の上限は 2 泊までとする。
- ※ 支援可能額の上限は 600,000 円とする。
- ※ 支援可能額の算定は上記のとおりとするが、支援内容に係る経費が支援可能額を下回る場合には、実際の精算額をもって支援額とし、支援内容にかかる経費が支援額を上回る場合には、支援額の範囲内で支援を行うものとする。

(様式第1号)

(財) 沖縄観光コンベンションビューロー

会長 安里 繁信 様

(申請者) 申請日:

所在地:

名称:

代表者:

印

担当者:

連絡先: TEL

FAX

E-mail

団体旅行支援申請書

沖縄観光振興強化事業 団体旅行支援事業実施要綱に基づき支援を受けたいので、同要綱第5条の規定により、交付申請書を提出します。

記

旅行の名称			
主催			
所在地			
主催代表者		主催担当者	
連絡先	TEL	E-mail	
	FAX		
旅行実施の決定日	平成 年 月 日 ()		
旅行期間	平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()		
旅行参加者数 (県外・海外からの参加者のみ) ※T/C 除く	1泊目	名	
	2泊目	名	
	3泊目	名	
	4泊目	名	
	5泊目	名	

【申請期間】

2011年9月14日(水) ~ 2012年2月15日(水)

※旅行開始日の14日前までとする(土日祝祭日・年末年始を除く)

【旅行期間】

2011年9月28日(水) ~ 2012年2月29日(水)

※2月29日出発分を含む

【支援条件】

➤ 本申請書に以下の書類を添付して申請してください。

1. 旅行行程表(期間、旅程、宿泊施設等が確認できるもの)

申請書郵送先

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2階

(財) 沖縄観光コンベンションビューロー コンベンション振興チーム あて